

庁舎の管理に関する業務・電気供給業務に係る競争入札参加資格審査申請事項の変更に係る手引き ～個別編～

島根県総務部管財課
財産活用推進室

庁舎の管理に関する業務・電気供給業務に係る入札参加資格認定を受けられた方（名簿の有効期間が令和6年12月31日までの方）で、下表「個別審査項目変更事項」欄に掲げる事項に変更があったときには、島根県電子調達システム（資格申請システム）により速やかに変更申請してください。

- ※ なお、共通審査項目に係る変更については、別途「島根県電子調達システム（資格申請システム）による物品・役務 入札参加資格申請の手引き（共通編）」をご確認ください。
- ※ 共通審査項目：本社情報、受任者情報、役員の新規就任など

1. 申請方法

営業品目の修正については、島根県電子調達システム（資格申請システム）により変更の申請をして下さい。その他の変更事項については下表のとおり添付書類を送付してください。

- ※「令和4～6年入札参加資格変更申請チェック表（物品・役務）」を島根県総務部管財課のホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ表中の添付書類と一緒に送付してください。

【個別審査項目変更事項】

変更事項	変更申請 チェック表	資格申請システム 入力画面	添付書類
(1) 庁舎の浄化槽保守点検業務にあつては、浄化槽保守点検業を営む区域	11 その他	システム入力不要	① 浄化槽保守点検業許可証の写し
(2) 庁舎の浄化槽清掃業務にあつては、浄化槽法第35条第1項の許可を受けている県内の市町村名又は 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可（浄化槽汚泥）を受けている県内の市町村名			① 浄化槽清掃業許可証の写し ② 一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥）許可証の写し ※許可を受けている県内の市町村の許可証全てを添付して下さい。
(3) 庁舎の廃棄物処理業務にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の許可を受けている県内の市町村名			① 一般廃棄物収集運搬業許可証の写し ② 一般廃棄物処分業許可証の写し ※許可を受けている県内の市町村の許可証全てを添付して下さい。

変更事項	変更申請 チェック表	資格申請システム 入力画面	添付書類
(4) 登録業務の追加 (営業品目)	11 その他	営業品目画面	<p>【提出書類（全業務共通）】</p> <p>① 入力内容確認画面を印刷したもの (システムから出力)</p> <p>② 業者基本情報(島根県/役務)(別紙2)</p> <p>③ 業務に関係する資格及び許認可等調書 (別紙3)</p> <p>④ 返信用封筒(審査結果通知書用)</p> <p>⑤ 障害者雇用状況報告書の写し</p> <p>⑥ しまねゆめいくカンパニー認定書の 写し</p> <p>⑦ こっころカンパニー認定書の写し</p> <p>⑧ しまね女性の活躍応援企業登録証の 写し</p> <p>⑨ ISO14001 認証の登録証の写し</p> <p>※ ⑤～⑨は該当者のみ提出</p> <p>【業務ごとの提出書類】</p> <p>① 決算書類(申請日直前2年間分) ※ 清掃・機械警備・警備員警備・貯水槽清掃・ 害虫等防除のいずれかに追加申請する場 合は提出</p> <p>② 下記2.「申請する業務ごとに提出する 書類」に記載されている書類 (今回追加される業務に関する部分の みの提出)</p> <p>※ 書類の様式については、島根県総務部 管財課のホームページからダウンロー ドしてください。</p> <p>※ 書類の作成方法については、ホームペー ジに掲載している「庁舎の管理に関する 業務・電気供給業務に係る競争入札参加 資格審査申請の手引き(個別編)」及び記 載例等をご確認ください。</p>
(5) 登録業務の削除 (営業品目)			<p>① 理由書(様式自由)</p> <p>② 返信用封筒 (審査結果通知書用)</p>

2. 申請する業務ごとに提出する書類

No.	業 務 名	法 人	個 人	提出する書類、注意事項等
1	清掃業務	△	△	建築物清掃業登録又は、建築物環境衛生総合管理業登録がある場合は、登録証の写し。申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること。
2	機械 警備業務	○	○	警備業法第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当せず、警備業の要件を備えている公安委員会の認定証の写し。申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること。
3	警備員 警備業務	○	○	警備業法第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当せず、警備業の要件を備えている公安委員会の認定証の写し。申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること
4	貯水槽 清掃業務	△	△	建築物飲料水貯水槽清掃業登録がある場合は、登録証の写し。申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること。
5	害虫等 防除業務	△	△	建築物ねずみ・昆虫等防除業登録がある場合は、登録証の写し。申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること
6	浄化槽保守 点検業務	○	○	島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第 5 条又は松江市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第 5 条に規定する浄化槽保守点検業者登録証の写し。申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること。
7	浄化槽 清掃業務	○	○	「浄化槽法第35条第1項」に基づく浄化槽清掃の市町村長の許可の写し、及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条」による市町村長の許可証(浄化槽汚泥)の写し(許可を受けている県内の市町村(旧市町村)分全てを添付する)。申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること。
8	廃棄物 処理業務	○	○	<p>【一般廃棄物】 一般廃棄物の収集運搬を希望する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第1項による市町村長の許可証の写し。なお、一般廃棄物の処分を希望する場合は第7条第6項による市町村長の許可の写し(許可を受けている県内の市町村分全てを添付する)。</p> <p>【産業廃棄物】 産業廃棄物の収集運搬を希望する場合は、同法第 14 条第1項による都道府県知事の許可証の写し。なお、産業廃棄物の処分を希望する場合は第 14 条の2第1項による都道府県知事の許可の写し。</p> <p>【特別管理産業廃棄物】 特別管理産業廃棄物の収集運搬を希望する場合は、同法第 14 条の 4 第1項による都道府県知事の許可証の写し。なお、特別管理産業廃棄物の処分を希望する場合は第14条の4第6項による都道府県知事の許可の写し。</p> <p>【共通事項】 申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること。</p>

9	空調機器保守点検業務			
10	昇降機保守点検業務	○	○	昇降機検査資格者登載証の写し及び当該資格者を雇用していることを証する書類(※)の写し(3名までは全員、3名を超える場合は3名分)。 ※資格者氏名、資格の種類及び雇用者以外の個人情報はマスキングして提出してください。
11	消防用設備点検業務	○	○	消防設備士免状の写し(両面)又は消防設備点検資格者免状の写し及び当該資格を有する者を雇用していることを証する書類(※)の写し(甲・乙は共通として、各、各種ごとに3名までは全員、3名を超える場合は3名分)。 ※資格者氏名、資格の種類及び雇用者以外の個人情報はマスキングして提出してください。
12	オイルタンク清掃点検業務	△	△	地下タンク等定期点検事業者認定がある場合は認定証の写し。申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときは後日提出すること。
13	電気設備保守点検業務			
14	電話交換設備保守点検業務			
15	ボイラー保守点検業務	○	○	ボイラー整備士免許証の写し(両面)及び当該資格者を雇用していることを証する書類(※)の写し(3名までは全員、3名を超える場合は3名分)。 ※資格者氏名、資格の種類及び雇用者以外の個人情報はマスキングして提出してください。
16	電気供給業務	○	○	電気事業法第2条の2に定められる電気事業許可を受けていることを証明するもの又はその写しを提出してください。

3. 書類提出先・問い合わせ先

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地

島根県総務部管財課 財産活用推進室 【島根県の役務担当】

電話：0852-22-6499 FAX：0852-22-6037

E-mail：kanzai@pref.shimane.lg.jp